

答 申 書
(答申第116号)
平成22年6月4日

個人情報の収集の制限に関する意見について（答申）

北海道個人情報保護条例第7条第3項第7号及び同条第5項第3号の規定により、平成22年5月7日付け健全第634号で諮問のありました個人情報の収集について、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

記

類 型	収集する理由又は必要性
北海道におけるハンセン病問題を検証するため、元ハンセン病患者やその家族、医療関係者などから、隔離政策が行われていた当時の療養所の状況や生活実態等の個人情報を収集する。	ハンセン病の患者であった方々等が、過去の誤った隔離政策により、地域社会において差別や人権上の制限等を受けてきたことに対し、北海道が独自に当時の元患者の方々の実態を明らかにし、後世に伝えていくとともに、元ハンセン病患者であった方々等の名誉の回復等を目的とする「北海道ハンセン病問題に関する検証会議」を開催し実態の検証を行うこととしているが、この検証では、90年に及ぶ隔離に関する道の記録も少なく、実態の解明のためには広く資料の収集が欠かせないことや、隔離当時の生活実態や療養所入所前の状況などは当事者からの聞き取りによる証言が「実態の検証」には欠かせないことなどから、個人情報に関する資料や証言の収集が検証作業に必要であるため。